

正

常務理事	事務局長	部長	課長	係長	担当者

様式コード			
2	2	2	1

健康保険 被保険者報酬月額変更届

受付日付印

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所所在地	〒 -		事業所記号		
	事業所名称			給与締切日	日	給与支払日
	事業主名			当月・翌月		
	電話番号	()		日		
社会保険労務士記載欄				氏名等		

項目名	①被保険者番号		②被保険者氏名		③生年月日		④改定年月		⑪備考	
	⑤従前の標準報酬月額			⑥従前の改定月		⑦昇(降)給		⑧遡及支払額		
	⑨給与支給月		⑩給与計算の基礎日数		報酬月額		⑭総計			
			⑪通貨によるものの額		⑫現物によるものの額		⑬合計(⑪+⑫)			
	健	厚	千円	千円	年	月	月	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

1	⑤従前の標準報酬月額	⑥従前の改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑪備考
	健 千円	厚 千円	1. 昇給 2. 降給	月	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

2	⑤従前の標準報酬月額	⑥従前の改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑪備考
	健 千円	厚 千円	1. 昇給 2. 降給	月	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

3	⑤従前の標準報酬月額	⑥従前の改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑪備考
	健 千円	厚 千円	1. 昇給 2. 降給	月	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

4	⑤従前の標準報酬月額	⑥従前の改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑪備考
	健 千円	厚 千円	1. 昇給 2. 降給	月	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

5	⑤従前の標準報酬月額	⑥従前の改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑪備考
	健 千円	厚 千円	1. 昇給 2. 降給	月	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく、実際に給与の支払いを行った月となります。

様式コード

2 2 2 1

令和 年 月 日 東京都医業健康保険組合理事長

健康保険 被保険者報酬改定通知書

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所所在地	〒 -	事業所 記号	1. この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。 再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。 (ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。) なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。 2. この通知を受け取ったら、すみやかに決定された事項を被保険者に通知してください。
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	()		

項目名	①被保険者番号		②被保険者氏名		③生年月日		④改定年月		⑪備考
	⑤従前の標準報酬月額		⑥従前の改定月		⑦昇(降)給		⑧遡及支払額		
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計		
		⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額			⑮平均額	⑯修正平均額	決定後の標準報酬月額	
1	①	②	③		④改定年月		年 月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. パート 4. 昇給・降給の理由 () 5. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額	健 千円	厚 千円	⑥従前の改定月	年 月	⑦昇(降)給	1. 昇給 月 2. 降給 月	⑧遡及支払額 月 円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計	円	
	月	日	円	円	円	円	⑮平均額	健 円 千円	
2	①	②	③		④改定年月		年 月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. パート 4. 昇給・降給の理由 () 5. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額	健 千円	厚 千円	⑥従前の改定月	年 月	⑦昇(降)給	1. 昇給 月 2. 降給 月	⑧遡及支払額 月 円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計	円	
	月	日	円	円	円	円	⑮平均額	健 円 千円	
3	①	②	③		④改定年月		年 月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. パート 4. 昇給・降給の理由 () 5. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額	健 千円	厚 千円	⑥従前の改定月	年 月	⑦昇(降)給	1. 昇給 月 2. 降給 月	⑧遡及支払額 月 円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計	円	
	月	日	円	円	円	円	⑮平均額	健 円 千円	
4	①	②	③		④改定年月		年 月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. パート 4. 昇給・降給の理由 () 5. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額	健 千円	厚 千円	⑥従前の改定月	年 月	⑦昇(降)給	1. 昇給 月 2. 降給 月	⑧遡及支払額 月 円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計	円	
	月	日	円	円	円	円	⑮平均額	健 円 千円	
5	①	②	③		④改定年月		年 月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. パート 4. 昇給・降給の理由 () 5. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額	健 千円	厚 千円	⑥従前の改定月	年 月	⑦昇(降)給	1. 昇給 月 2. 降給 月	⑧遡及支払額 月 円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計	円	
	月	日	円	円	円	円	⑮平均額	健 円 千円	

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく、実際に給与の支払いを行った月となります。